

# 運 営 規 程

特別養護老人ホーム 陽だまりの丘

社会福祉法人 湘南敬友会

## 目 次

- 第1章 事業の目的及び運営方針
- 第2章 入所定員、ユニットの数及びユニット毎の入居定員
- 第3章 職員の職種・定数及び職務の内容
- 第4章 入所者へのサービス提供内容
- 第5章 サービスの利用料金
- 第6章 施設利用に当たっての留意事項
- 第7章 非常災害対策
- 第8章 その他施設運営に関する重要事項
- 附 則

## 第1章 事業の目的及び運営方針

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湘南敬友会が経営する、特別養護老人ホーム陽だまりの丘（以下「施設」という。）の指定介護老人福祉施設事業に関する運営管理事項を定め、適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という）を円滑に提供することを目的とする。

### (基本方針)

- 第2条 職員は、施設サービス計画に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、居宅における生活への復帰を念頭に、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上便宜の供与、日常生活上の支援、機能訓練、健康管理、及び療養上の支援を行う。また、入居者又はその家族の意志を尊重し、常に入居者の立場に立って、施設サービスを提供するように努める。
- 2 施設は ユニット毎に日常生活が営まれ、これに対する職員の支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という）は、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮し、ユニットの入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるように支援する。
  - 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気、地域や家庭を重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、保健医療サービス等の福祉サービスを提供する機関との密接な連携に努める。

### (施設の名称及び住所)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称	特別養護老人ホーム 陽だまりの丘
所 在 地	神奈川県平塚市岡崎4015-1番地

## 第2章 入居定員、ユニットの数及びユニット毎の入居定員

### (入居定員)

第4条 施設の入居定員は、70名とする。（短期入所施設16名を併設）

### (ユニットの数及びユニット毎の入居定員)

第5条 ユニットの数及びユニット毎の入居定員は次のとおりとする。

- (1) ユニット数 7ユニット （短期入所施設として2ユニットを併設）
- (2) ユニット毎の入居定員 特養10名（併設の短期は8名定員）

- 2 施設は、災害等、その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入居させない。

### (営業日及び営業時間)

第6条 営業日は通年とし、サービス提供時間は24時間とする。受付時間は9:00～17:00までとするが、緊急利用などに関する相談受付は24時間可能です。

### 第3章 職員の職種・定数及び職務の内容

#### (職員の職種・人数及び職務内容と職員の配置)

第7条 職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。

令和5年4月1日 現在

職種	人数	常勤・非常勤 ／兼務	職務内容	備考
施設長(管理者)	1	常勤・兼務	理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。施設長に事故がある時は、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務を代行する。	短期入所介護事業と兼務
介護職員	43	常勤・兼務	入居者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を行う。	短期入所介護事業と兼務(ただし、各ユニットの固定シフトを基本とする)
看護職員	4	常勤・兼務	入居者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理を行う。	短期入所介護事業と兼務
生活相談員	2	常勤・兼務	入居者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族等身元引受人の相談に応じると共に、必要な助言その他の援助を行う。	短期入所介護事業と兼務
管理栄養士	1	常勤・兼務	入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導等を行う。	短期入所介護事業と兼務
機能訓練指導員	1	常勤・兼務	入居者の日常生活に必要な機能の改善を図り、又はその減退を防止するための訓練を行うと共に、介護職員への指導・助言などを行う。	短期入所介護事業と兼務
介護支援専門員	2	常勤・専従	入居者の要介護申請や調査、施設サービス計画の作成及び、入居者やその家族の苦情や相談、並びに他のサービス事業者や支援事業者との折衝業務などを行う。	
医師	1	嘱託・非常勤 兼務	入居者の診療及び保険衛生の管理・指導・助言を行う。	短期入所介護事業と兼務
事務員	3	常勤・兼務	施設の庶務及び会計事務を担当する	短期入所介護事業と兼務

2 前項の定める員数の他、必要がある場合は、運営上必要な職員を配置することができる。

#### (会議)

第8条 設運営と入居者の処遇向上を目的として次の会議を設置する。

##### (1) 職員会議

施設運営の為の職員間の事務連絡及び意見調整の全体会議で、月1回又は必要に応じて臨時に開催する。

##### (2) 職種別会議

介護職員会議、看護職員会議、給食会議等で月1回、又は必要に応じて臨時に開催する。

##### (3) 入居者処遇検討会議

ケーススタディなどにより、入居者の処遇全般の充実・向上のため、相互に研究する会議で、月

- 1 回開催する。（各施設サービス計画の検討・見直し等も）
- (4) 入退居検討会議  
入居者の退去及び待機者の入居判定等を月1回又は必要に応じて臨時に開催する。
- (5) 苦情対策委員会  
入居者及び家族等からの苦情処理について必要に応じて随時開催する。
- (6) 事故対策委員会  
事故の原因究明と再発防止策のとりまとめを行う。必要に応じ随時開催。
- (7) 身体拘束防止委員会  
身体拘束に関する事例研究を通じ、関係者が情報を共有し、介護レベルの向上を図る。月1回程度開催。
- (8) 感染症対策委員会  
感染症又は食中毒の予防及び蔓延を防止するための対策を検討。2ヶ月に1回。
- 2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

#### (勤務体制の確保)

第9条 施設は、入居者に適切な施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 施設は、職員によって施設サービスを提供する。ただし、入居者の処遇に影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

#### (職員研修)

第10条 施設は、職員に対し、その資質の向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回。事故防止、感染症防止等については繰り返し研修を行う。

## 第4章 入居者へのサービス提供内容

#### (施設サービスの取扱方針)

第11条 施設は、介護の必要の程度、ご家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居希望者を優先的に入居させるよう努める。

また、入居の判定にあたっては、「神奈川県特別養護老人ホーム入退所指針」に基づき、入退居における透明性、公平性を確保し、介護保険制度の趣旨に即した施設サービスの円滑な実施に努める。

#### (入退居)

第12条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があり常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な入居希望者に対し、施設サービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。
- 3 施設は、入居希望者が入院治療を必要とし、入居希望者に対し施設サービスを適切に提供することが困難である場合は、病院若しくは診療所、又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を行う。
- 4 施設は、入居希望者の入所に際し、入居者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、入居希望者の置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
- 7 施設は、入居者が居宅において日常生活を営むことができると認められる場合には、入居者及び家族の希望、環境等を勘案し、円滑な退居に必要な援助を行う。
- 8 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

#### (入居者の処遇に関する計画)

第13条 施設長は、介護支援専門員に、個人別施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たり、適切な方法で、入居者の有する能力、おかれている環境等を評価し、現に抱かえる問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 介護支援専門員は、入居者に対する施設サービスを提供する他職員と協議の上、入居者及びご家族の希望、把握された解決すべき課題に基づき、施設サービスの目標及びその達成時期を記載した施設サービス計画書の原案を作成し、入居者又はご家族に対して説明し、同意を得る。
- 4 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、他の職員との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、解決すべき問題点を把握し、必要に応じて、前項を準用して施設サービス計画の変更を行う。

#### (処遇方針)

第14条 施設は、入居者の要介護状態の軽減、又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、適切な施設サービスに努める。

- 2 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 職員は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 施設は、自ら提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を行う。

#### (契約時の説明及び同意)

第15条 施設は、施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、別途定める重要事項説明書に従い、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の施設サービスの内容及び契約書の説明を行い、当該サービス提供の開始について入居申込者の同意を得る。

#### (処遇の内容)

第16条 入居者が有する能力に応じ、自律的な日常生活を営むことができることを目的とし、施設が提供する施設サービスの主な内容は次のとおり。

##### (1) 介護サービス

介護サービスは、入居者の自律支援と生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| ア | 入浴・清拭 | 入居者が身体の清潔を維持し、快適な生活を営むことができるよう、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴してもらい、又は清拭を行う。    |
| イ | 排泄介助  | 入居者の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。おむつを使用せざるを得ない入居者にはおむつ介助を適切に行う。 |
| ウ | その他   | 前各号に定める他、入居者に対し、離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に行う。                           |

- (2) 食事サービス  
 食事サービスは、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとすると共に、適切な時間に適温で行う。
- |   |    |        |
|---|----|--------|
| ア | 朝食 | 午前8時から |
| イ | 昼食 | 正午から   |
| ウ | 夕食 | 午後6時から |
- (3) 相談及び援助  
 職員は入居者又はその家族からの相談に応じるとともに、必要な助言や援助を行う。
- (4) 機能訓練  
 機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は減退を防止するための訓練を実施します。
- (5) 健康管理  
 医師や看護職員が、入居者の健康管理を行う。
- (6) 衛生管理
- (ア) 施設は、入居者の使用する食器その他の設備、及び飲用水について、衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。
  - (イ) 医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。
  - (ウ) 施設は、施設内において感染症や食中毒の発生防止、並びにまん延防止に必要な措置を講ずる。
- (7) その他のサービスの提供
- (ア) 教養娯楽のための図書・備品などの整備を図り、適宜入居者のため、レクリエーション等の行事を行う。
  - (イ) 各種手続きの代行
  - (ウ) 家族との連携、交流の機会の確保
  - (エ) 外出の機会の確保

## 第5章 サービスの利用料金

### (利用料及びその他の費用)

- 第17条 介護保険の適用を受けるサービスの利用料は、別表1「サービス利用料金（一日あたり）」のとおりで、厚生労働大臣の定める介護報酬の告示上の額とする。
- 2 施設は、提供するサービスのうち、介護保険の給付対象とならないサービスは、別表1（2）により、入居者又は家族に請求する。
  - 3 利用料は、日額計算にて算出する。
  - 4 入居者又は家族は、当月利用料金の合計金額を翌月末日までに、施設が指定する方法で支払う。

## 第6章 施設利用にあたっての留意事項

### (留意事項)

第18条 入居者は、相愛相互の精神を持って、社会的規範を守り、自らも健全な共同生活の維持に努めると共に、施設のルールを守り、職員の指導に従い、自らの生活及び機能の向上を図る。

### (損害賠償)

第19条 入居者が、故意又は過失によって施設の設備・備品等に損害を与えた時は、その損害相当額を弁償させ、原状に復帰させることができる。

## 第7章 非常災害対策

### (非常災害対策)

第20条 施設は、非常災害に関する具体的行動計画をたて、非常災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 消防法に準拠して防災計画を別途定める。

## 第8章 その他施設の運営に関する重要事項

### (入居者の入院期間中の取扱い)

施設は、入居者が病院等に入院する必要がある場合は、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが見込まれるときは、入居者及びその家族の希望等を勘案し、適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に入所することができるよう努める。

### (身体拘束)

第21条 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

### (虐待防止に関する事項)

第22条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。



- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (苦情処理)

第23条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、第三者委員の選定、事実関係の調査、改善措置、入居者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

#### (緊急時の対応)

第24条 職員等は、サービス提供中に、入居者の体調急変、その他緊急事態が発生した場合は、速やかに医師又は協力病院に連絡等の処置を講ずると共に、入居者のご家族、関係機関等に対し必要な対応を行う。

- 2 施設は、前項の状況及び処置についての記録を行う

#### (掲 示)

第25条 施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要・職員勤務体制、協力病院、利用料その他の重要事項を掲示するものとする。

#### (記録の整備)

第26条 施設は、土地・建物及び設備並びに人事・会計に関する諸記録を整備・保管しておく。

- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

#### (協力病院等)

第27条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ、協力病院を定めておく。内科久保田医院、平塚共済病院にて診察、入院治療を受けることができる。

#### (秘密保持等)

第28条 職員等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 施設は、職員であった者が、その職を退いた後においても、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

#### (地域との連携等)

第29条 施設は、運営に当たっては、地域住民及びその他自発的な活動団体等との連携・協力を図り地域との交流・連携に努める。

#### (事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

(ハラスメントに対する対応)

第31条 「ハラスメントに関する指針」を定める。

(その他)

第32条 この規程に定めるほか、施設の運営管理に関して必要な事項については、施設の施設長（管理者）が運用細則・マニュアル等にて別に定める。

附則

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

## 別表1 「サービス利用料金の目安（一日あたり）」

## ①基本サービス料金

下記の料金表によって、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。

（サービスの利用料金は、入居者の要介護度、負担割合に応じて異なります。）

介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. 基本サービス単位	670単位	740単位	815単位	886単位	955単位
2. 基本サービス負担額（上記1に10.45を乗じた額）	7,001円	7,733円	8,516円	9,258円	9,979円
3. 介護保険給付（上記2に給付割合を乗じた額）	6,300円	6,959円	7,664円	8,332円	8,981円
	5,600円	6,186円	6,812円	7,406円	7,983円
	4,900円	5,413円	5,961円	6,480円	6,985円
4. 自己負担額（上記2と3の差額）	701円	774円	852円	926円	970円
	1,401円	1,547円	1,704円	1,852円	1,996円
	2,101円	2,320円	2,555円	2,778円	2,912円

## ②・介護職員処遇改善加算

算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

## ・介護職員等特定処遇改善加算

算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

## ③看護体制加算（Ⅰ）（4単位）・（Ⅱ）（8単位）

（Ⅰ）常勤の看護職員を1名以上配置している場合。（Ⅱ）指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に1を加えた数以上の場合。

	（Ⅰ）			（Ⅱ）		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
1. サービス利用料金（4単位・8単位×10.45）	41円	41円	41円	83円	83円	83円
2. 介護保険給付（上記1×0.9若しくは0.8若しくは0.7）	36円	32円	28円	74円	66円	58円
3. 自己負担額（上記1ー2）	5円	9円	13円	9円	17円	25円

## ④夜勤職員配置加算（18単位）

厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する規準に規定する夜勤を行う職員または看護職員の数に1を加えた数以上の介護職員または看護職員を配置していること。

	1割	2割	3割
1. サービス利用料金（18単位×10.45）	188円	188円	188円
2. 介護保険給付（上記1×0.9若しくは0.8若しくは0.7）	169円	150円	131円
3. 自己負担額（上記1ー2）	19円	38円	57円

## ⑤若年性認知症入所者受入加算（120単位）

若年性認知症と診断された者が入居した場合。

	1割	2割	3割
1. サービス利用料金（120単位×10.45）	1,254円	1,254円	1,254円
2. 介護保険給付（上記1×0.9若しくは0.8若しくは0.7）	1,129円	1,004円	878円
3. 自己負担額（上記1ー2）	125円	250円	376円

## ⑥初期加算 (30 単位)

入居された日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として 1 日につき下記の加算料金を支払っていただきます。又、30 日以上病院や診療所に入院して、再び施設に入居した場合も、同様に加算されます。

	1 割	2 割	3 割
1. サービス利用料金 (30 単位 x 10.45)	313 円	313 円	313 円
2. 介護保険給付 (上記 1 x 0.9 若しくは 0.8 若しくは 0.7)	281 円	250 円	219 円
3. 自己負担額 (上記 1 - 2)	32 円	63 円	94 円

## ⑦療養食加算 (1 回 (1 食につき 6 単位))

医師の食事箋に基づく腎臓食や糖尿病食などの食事の提供を行った場合、下記の加算料金を支払っていただきます。(1 日 3 回 (食) を限度)

	1 割	2 割	3 割
1. サービス利用料金 (6 単位 x 10.45)	62 円	62 円	62 円
2. 介護保険給付 (上記 1 x 0.9 若しくは 0.8 若しくは 0.7)	55 円	49 円	43 円
3. 自己負担額 (上記 1 - 2)	7 円	13 円	19 円

## ⑧外泊加算 (246 単位)

入居者が病院や診療所への入院を要した場合や居宅における外泊を認めた場合は、最長で 6 日間 (月をまたぐ場合は最長 12 日間) を限度として下記の加算料金を支払っていただきます。但し、入院又は外泊の初日と最終日は加算されません。

	1 割	2 割	3 割
1. サービス利用料金 (246 単位 x 10.45)	2,570 円	2,570 円	2,570 円
2. 介護保険給付 (上記 1 x 0.9 若しくは 0.8 若しくは 0.7)	2,313 円	2,056 円	1,799 円
3. 自己負担額 (上記 1 - 2)	257 円	514 円	771 円

## ⑨経口移行・維持加算

経管による栄養摂取をされている方で、経口摂取を進めるため医師の指示に基づく栄養管理を行う必要が生じた場合 (イ)

## イ. 経口移行加算 (28 単位)

現在、経管栄養 (胃ろう、経鼻栄養等) の方

	1 割	2 割	3 割
1. サービス利用料金 (28 単位 x 10.45)	292 円	292 円	292 円
2. 介護保険給付 (上記 1 x 0.9 若しくは 0.8 若しくは 0.7)	262 円	233 円	204 円
3. 自己負担額 (上記 1 - 2)	30 円	59 円	88 円

経口摂取を維持するために医師の指示に基づく栄養管理を行う必要が生じた場合 (ロ、ハ)

## ロ. 経口維持加算 I (400 単位/月)

経口で食事摂取できるが、著しい誤嚥がある方

	1 割	2 割	3 割
1. サービス利用料金 (400 単位 x 10.45)	4,180 円	4,180 円	4,180 円
2. 介護保険給付 (上記 1 x 0.9 若しくは 0.8 若しくは 0.7)	3,762 円	3,344 円	2,926 円
3. 自己負担額 (上記 1 - 2)	418 円	836 円	1,254 円

## ハ. 経口維持加算 II (100 単位/月)

経口で食事が摂取できるが、誤嚥が認められる方

	1割	2割	3割
1. サービス利用料金 (100 単位 x 10.45)	1,045 円	1,045 円	1,045 円
2. 介護保険給付 (上記1 x 0.9 若しくは 0.8 若しくは 0.7)	940 円	836 円	731 円
3. 自己負担額 (上記1 - 2)	105 円	209 円	314 円

#### ⑩看取り介護加算

医師が終末期にあると判断した入居者に対し、医師、看護職員、介護職員等が共同して、入居者等の同意を得た上で、看取り介護を行わせていただいた場合、(イ)死亡日以前 31 日以上 45 日以下については 1 日につき 72 (72) 単位を、(ロ)死亡日以前 4 日以上 30 日以下については 1 日につき 144 (144) 単位を、(ハ)死亡日の前日及び前々日については 1 日につき 680 単位を、(ニ)死亡日については 1 日につき 1280 単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は算定しない。又、施設を退居された場合におきましても、医療機関とご家族と継続的な関わりをさせていただくものとします。

#### 看取り介護加算

##### イ. 死亡日以前 31 日以上 45 日以下 (72 単位)

	1割	2割	3割
1. サービス利用料金 (72 単位 x 10.45)	752 円	752 円	752 円
2. 介護保険給付 (上記1 x 0.9 若しくは 0.8 若しくは 0.7)	676 円	601 円	526 円
3. 自己負担額 (上記1 - 2)	76 円	151 円	226 円

##### ロ. 死亡日以前 4 日以上 30 日以下 (144 単位)

	1割	2割	3割
1. サービス利用料金 (144 単位 x 10.45)	1,504 円	1,504 円	1,504 円
2. 介護保険給付 (上記1 x 0.9 若しくは 0.8 若しくは 0.7)	1,353 円	1,203 円	1,052 円
3. 自己負担額 (上記1 - 2)	151 円	301 円	452 円

##### ハ. 死亡日の前日及び前々日 (680 単位)

1. サービス利用料金 (680 単位 x 10.45)	7,106 円	7,106 円	7,106 円
2. 介護保険給付 (上記1 x 0.9 若しくは 0.8 若しくは 0.7)	6,395 円	5,684 円	4,974 円
3. 自己負担額 (上記1 - 2)	711 円	1,422 円	2,132 円

##### ニ. 死亡日 (1,280 単位)

1. サービス利用料金 (1,280 単位 x 10.45)	13,376 円	13,376 円	13,376 円
2. 介護保険給付 (上記1 x 0.9 若しくは 0.8 若しくは 0.7)	12,038 円	10,700 円	9,363 円
3. 自己負担額 (上記1 - 2)	1,338 円	2,676 円	4,013 円

#### ⑪退居時等相談援助加算

入居期間が 1 ヶ月を超える入居者家庭又は医療機関及び他の介護保険施設以外の他の社会福祉施設 (有料ホーム、グループホーム、ケアハウス等) へ移転される場合、入居者の同意を得て、下記の加算料金を払っていただきます。

##### イ. 退居前訪問相談援助加算 (460 単位)

	1割	2割	3割
1. サービス利用料金 (460 単位 x 10.45)	4,807 円	4,807 円	4,807 円
2. 介護保険給付 (上記1 x 0.9 若しくは 0.8 若しくは 0.7)	4,326 円	3,845 円	3,364 円
3. 自己負担額 (上記1 - 2)	481 円	962 円	1,443 円

##### ロ. 退居後訪問相談援助加算 (460 単位)

入居者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として、下記の料金を支払っていただきます。入居者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様になります。

	1割	2割	3割
1. サービス利用料金 (460 単位 x 10.45)	4,807 円	4,807 円	4,807 円
2. 介護保険給付 (上記1 x 0.9 若しくは 0.8 若しくは 0.7)	4,326 円	3,845 円	3,364 円
3. 自己負担額 (上記1-2)	481 円	962 円	1,443 円

#### ハ. 退居時相談援助加算 (400 単位)

入居者及びご家族等に対して、退居後生活についての相談援助を行い、かつ、市町村及び地域包括支援センター等に対して必要な情報を提供した場合、1回に限り、下記の料金を支払っていただきます。

	1割	2割	3割
1. サービス利用料金 (400 単位 x 10.45)	4,180 円	4,180 円	4,180 円
2. 介護保険給付 (上記1 x 0.9 若しくは 0.8 若しくは 0.7)	3,762 円	3,344 円	2,926 円
3. 自己負担額 (上記1-2)	418 円	836 円	1,254 円

#### ニ. 退居前連携加算 (500 単位)

入居者の退居に先立って、入居者が利用を希望する指定居宅介護支援事業に必要な情報を提供し、必要な調整等の連携を図った場合、1回に限り、下記の料金を支払っていただきます。

	1割	2割	3割
1. サービス利用料金 (500 単位 x 10.45)	5,225 円	5,225 円	5,225 円
2. 介護保険給付 (上記1 x 0.9 若しくは 0.8 若しくは 0.7)	4,702 円	4,180 円	3,657 円
3. 自己負担額 (上記1-2)	523 円	1,045 円	1,568 円

#### ⑫ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ) 【((Ⅰ)22 単位、(Ⅱ)18 単位、(Ⅲ)6 単位)】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき下記の料金を支払っていただきます。

	(Ⅰ) 22 単位			(Ⅱ) 18 単位			(Ⅲ) 6 単位		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
1. サービス利用料金 (単位 x 10.45)	229 円	229 円	229 円	188 円	188 円	188 円	62 円	62 円	62 円
2. 介護保険給付 (上記1 x 0.9 若しくは 0.8 若しくは 0.7)	206 円	183 円	160 円	169 円	150 円	131 円	55 円	49 円	43 円
3. 自己負担額 (上記1-2)	23 円	46 円	69 円	19 円	38 円	57 円	7 円	13 円	19 円

#### ⑬ 安全対策体制加算 (20 単位/日) 入居初日に限る

事故発生防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施、これらを適切に行うための担当者を配置、かつ当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を整えている場合に、新規入居者に対し入所日に算定する。

	20 単位		
	1割	2割	3割
1. サービス利用料金 (単位 x 10.45)	209 円	209 円	209 円
2. 介護保険給付 (上記1 x 0.9 若しくは 0.8 若しくは 0.7)	188 円	167 円	146 円
3. 自己負担額 (上記1-2)	21 円	42 円	63 円

## 別表1（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額が入居者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

サービス内容	利用料金	備考
①食事費	第1段階：300円/日 第2段階：390円/日 第3段階①：650円/日 第3段階②：1,360円/日 第4段階：1,650円/日	入居者に提供する食材料費及び調理費に係る費用となります。
②居住費	第1段階：880円/日 第2段階：880円/日 第3段階①②：1,370円/日 第4段階：3,380円/日	部屋代と光熱水費、当該施設の建設（修繕、維持費等を含む）等に係る費用。
③特別な室料	1000円/日	景観、採光に優れている各部屋に関する費用となります。 2階 なのはな 2,3,5,6,7号室 3階 せきれい 2,3,5,6,7号室
④貴重品管理費	50円/日	入居者が所有する貴重品の管理をさせていただく為の費用
⑤クリーニング代	実費	衣類を外部のクリーニング業者に依頼する費用
⑥理美容費	実費	理美容のサービスをご利用された場合の費用
⑦日常生活品費	実費	入居者本人の身体状況や、嗜好により、個別に購入した品物の費用。
⑧教養娯楽費	実費	個人的に利用するためのもので、クラブ活動やレクリエーションなどで使用する材料や遊具、ビデオソフトなどの費用。
⑨特別行事費	実費	新年祝賀会や敬老会等の施設行事で特別メニューの食事を選定された場合、又は、小旅行や観劇等に参加された場合の費用。
⑩健康管理費	実費	医療保険適用外の医療行為・医薬品投与、予防接種を行った場合の費用。
⑪持込み電化製品の電気代	実費（東京電力の電気料金により算出される電気代）	個室で個人が使用する冷蔵庫等の電気代
⑫写真代	実費	行事等で撮影された写真の焼き増しを希望された場合の費用
⑬通信代	実費	個人的な郵送物、電話、FAXなどの料金
⑭コピー代（白黒）	1枚につき10円	
⑮入居者ご家族の滞在費（折り畳み式ベッドと寝具の利用）	実費/泊	ご使用いただいた寝具類のリース代金。尚、食事代は別途となります。 （注）ご利用に関しましては利用目的等を協議させていただく場合があります。